

大豆共済について

備えの種をまこう。

もしもに備え、大豆共済のご加入で経営安定を図りましょう。
畑作物の直接支払交付金の交付対象者であれば、補償金額を大幅にアップすることができます。

加入資格

大豆を5アール以上栽培（栽培する全ての耕地を対象。ただし、枝豆等の未成熟で収穫されるものは除く）

補償期間

発芽期（移植期）～ 通常の収穫期 （圃場より搬出するまで）

対象となる災害

自然災害や病虫害、鳥獣害、火災による大豆の減収を補償

風水害



病害



虫害



鳥害



獣害



火災等



加入方式の選択

以下の3つの加入方式からお選びいただけます。

全相殺方式（9割、8割、7割補償）【おすすめ】

全量をJA等に出荷し、収量を伝票で把握できる農家が対象。
過去の出荷データを基に基準収量（平年収量）を設定し、全耕地の増減収量を相殺した結果、
減収量が基準収量の1割（2割または3割合）を超えた場合に共済金をお支払いします。

半相殺方式（8割、7割、6割補償）

被害耕地の減収量の合計が、総基準収量の2割（3割または4割合）を超えるとときに共済金をお支払いします。
※無被害耕地は基準収量のままとします。

地域インデックス方式（9割、8割、7割補償）

地域の過去5カ年の統計単収の中庸3カ年平均を用いて基準収量を設定し、当年の統計データによる収量が、
基準収量の1割～3割（選択された補償割合に応じた割合）を超えるとときに共済金をお支払いします。

保管中農産物補償共済

収穫後に倉庫等に保管中の農産物や出荷先等へ輸送中の農産物が、災害等により損害を受けた場合に補償いたします。

Aタイプ 一時保管向け

共済掛金
一口当たり 2,500円

補償期間
120日

Bタイプ 通年保管向け

共済掛金
一口当たり 6,500円

補償期間
一年間

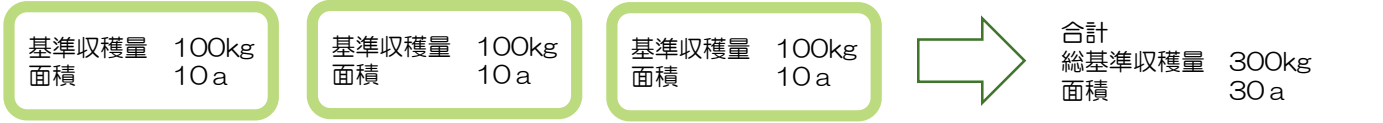
補償額は1品目1口当たり100万円で、1事故1万円を超える損害に対し、実損害を共済金でお支払いします。

補償単価（1kg当たり共済金額）

単位当たり共済金額（1 k g 当たり）							
1 類、6 類、7 類 （乾燥子実で、 かつ、黒大豆 以外の品種）	経営所得安定対策 を申請する生産者 の金額	課税交付 農業者	311円	280円	249円	218円	187円
			154円	139円	123円	108円	92円
		免税交付 農業者	318円	286円	254円	223円	191円
			154円	139円	123円	108円	92円
	種子用の金額		455円	410円	364円	319円	273円
	上記以外の生産者の金額		154円	139円	123円	108円	92円
3 類、6 類 7 類、9 類	丹波黒以外の黒大豆の金額		234円	211円	187円	164円	140円
	丹波黒の金額（インデックスのみ）		453円	408円	362円	317円	272円

補償金額（共済金額）と共済掛金の比較

例）3つの耕地を所有し、総基準収獲量300kg、面積30aの場合（白大豆）



引受方式		全相殺方式	半相殺方式	地域 インデックス方式 (6類)	地域 インデックス方式 (7類)
補償割合		9割	8割	9割	9割
1kg当たり共済金額	交付対象者 (課税対象農業者)	311円の場合			
	非対象者	154円の場合			
引受収量 [基準収獲量×補償割合]		270kg	240kg	346kg	346kg
補償金額（共済金額） [引受収量×1kg当たり共済金額]	交付対象者 (課税対象農業者)	83,970円	74,640円	107,606円	107,606円
	非対象者	41,580円	36,960円	53,284円	53,284円
共済掛金率（新規加入の場合）		7.27%	5.51%	3.24%	4.79%
※注1 農家負担掛金 [共済金額×掛金率－国庫負担]	交付対象者 (課税対象農業者)	2,747円	1,851円	1,569円	2,319円
	非対象者	1,360円	916円	777円	1,149円

- ※ 注1 共済掛金のうち国が半分以上(55%)負担しますので、少ない掛金で大きな補償となります。
- ※ 令和1年産から、個人の損害率によって段階的に掛金率を設定する**危険段階別共済掛金率**を導入しています。
例では新規に加入した場合の掛金率で計算しています。
地域インデックス方式の共済掛金率は山口市の掛金率を用いて計算しています。
- ※ 上記掛金に事務費賦課金が加算されます。(10a当り135円)

共済金の支払

損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

共済金 = 1kg当たり共済金額 × 共済減収量

※畑作物の直接支払交付金の交付を受ける方については、面積払に相当する額が数量払に相当する額よりも多い場合は、面積払と数量払の差に相当する額を控除するよう減収量を調整して共済金を算定します。

- ※共済減収量は、引受方式ごとに異なります。
 - ・全相殺方式：農家ごとの共済事故により減収した量の合計が、基準収獲量の1割～3割を超えた数量（kg）
 - ・半相殺方式：農家ごとの共済事故により減収した量の合計が、基準収獲量の2割～4割を超えた数量（kg）
 - ・地域インデックス方式：（基準単収－当該年産の統計単収）×面積が、基準収獲量の1割～3割を超えた数量（kg）
- ・損害評価
損害評価は、組合員からの損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める畑作物共済損害認定準則及び畑作物共済損害評価要綱等に基づいて耕地ごと組合員ごとに現地調査を行います。

詳しいお問い合わせは **山口県農業共済組合**

本所	TEL 083-972-7500		
東部支所	TEL 0827-84-0041	中部支所	TEL083-972-2340
北部支所	TEL 08388-8-5050	西部支所	TEL083-250-6208